

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 66 号

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則（平成 12 年四日市市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 四日市市個人情報保護条例(平成 11 年四日市市条例第 25 号)第 2 条第 1 号に規定する個人情報<u>(次号に定める特定個人情報を含む。)</u>をいう。</p> <p>(3) <u>特定個人情報</u> 四日市市個人情報保護条例第 2 条第 6 号に規定する特定個人情報をいう。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 文書取扱主任 <u>四日市市文書管理規程(平成 20 年四日市市訓令第 7</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 四日市市個人情報保護条例(平成 11 年四日市市条例第 25 号)第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 文書取扱主任 <u>四日市市文書取扱規程(昭和 34 年四日市市訓令甲第 3</u></p>

号) 第6条に規定する文書取扱主任をいう。

(特定個人情報の取扱い)

第6条 保護責任者は、特定個人情報を取り扱う場合は、次の各号に掲げる段階ごとに、それぞれの段階に応じた必要な安全管理措置を講ずるものとする。

- (1) 特定個人情報を取得する段階(個人番号のみの取得を含む。)
- (2) 特定個人情報の利用を行う段階
- (3) 特定個人情報を保存する段階
- (4) 特定個人情報の提供を行う段階
- (5) 特定個人情報の削除又は廃棄を行う段階

2 保護管理者は、個人番号利用事務に関し、次に掲げる事項について事務フロー等の運用マニュアルを作成し、手続を明確にするものとする。

- (1) 住民等からの申請書を受領する方法(本人確認及び個人番号の確認等)
- (2) 住民等からの申請書をシステムに入力し、及び保存する方法
- (3) 個人番号を含む証明書等の作成及び印刷方法
- (4) 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法
- (5) 申請書、本人確認書類等の保存方法
- (6) 保存期間を経過した書類等の廃棄方法

第7条 (略)

号) 第5条に規定する文書取扱主任をいう。

第6条 (略)

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 9 条 (略)

第 7 条 (略)

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条 (略)

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

第 1 8 条 (略)

第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

年 月 日

様

所 属 _____
データ保護責任者
_____ (所属長)

保護データ利用申請書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第14条第1項の規定により、貴所管の保護データの利用について、次のとおり承認をお願いします。

事 務 名	
データ利用の 目的・用途	
使用データの内容	
使用期間	
付加条件その他の留意事項	

年 月 日

様

所 属 _____
データ保護責任者
_____ (所属長)

保護データ利用承認・不承認書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第14条第2項の規定により、保護データの利用について、次のとおり承認・不承認の決定をしたので、通知します。

事 務 名	
データ利用の 目的・用途	
使用データの内容	
使用期間	
不承認の理由	
付加条件その他の留意事項	

年 月 日

データ保護管理者

所 属 _____

データ保護責任者

(所属長) _____

保護データ外部提供申請書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第15条第1項の規定により、外部への保護データの提供について、次のとおり申請します。

事 務 名	
データ提供の 目的・必要性	
提供データの内容	
提 供 先	
提 供 期 間	
提供条件・範囲	
データ保護管理 上の措置	
添 付 書 類	保護データ外部提供に関する覚書（案）
付加条件その他の留意事項	

(注) 申請については、電算所管課データ保護責任者及びIT推進課を経由して行う。

年 月 日

データ保護管理者

保護データ外部提供承認・不承認書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第15条第2項の規定により、外部への保護データの提供について、次のとおり承認・不承認の決定をしたので、通知します。

事 務 名	
データ提供の 目的・必要性	
提供データの内容	
提 供 先	
提 供 期 間	
提供条件・範囲	
データ保護管理 上の措置	
添 付 書 類	
不承認の理由	
留意すべき事項	

年 月 日

データ保護管理者

所 属 _____
データ保護責任者
_____ (所属長)

電 子 計 算 機 結 合 申 請 書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第16条第1項の規定により、電子計算機の結合について、次のとおり申請します。

事 務 名	
電子計算機結合の目的・必要性	
電子計算機結合により処理する内 容	
結 合 先	
結 合 期 間	
結合条件・範囲	
添 付 書 類	保護データ外部提供に関する覚書
そ の 他	

(注) 申請については、電算所管課データ保護責任者及びIT推進課を経由して行う。

年 月 日

データ保護管理者

電子計算機結合承認・不承認書

電子計算機処理に係るデータ保護管理規則第16条第2項の規定により、電子計算機の結合について、次のとおり承認・不承認の決定をしたので、通知します。

事 務 名	
電子計算機結合 の目的・必要性	
電子計算機結合 により処理する 内 容	
結 合 先	
結 合 期 間	
結合条件・範囲	
不承認の理由	
そ の 他	添付書類 保護データ外部提供に関する覚書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(総務部 I T 推進課)